

第 6 号議案 岩野田北まちづくり協議会規約の改正について

(改正理由)

誕生して 20 年の実績を踏まえ、協議会の役割をより明確化するとともに、地域の明日を見据えたまちづくりの一層の強化を図るため。

岩野田北まちづくり協議会規約 改正内容(素案)

改正前	改正後	改正理由
(名 称) 第1条 本会は岩野田北まちづくり協議会（以下「協議会」という）と称する。	変更なし	
(目 的) 第2条 協議会は、地域社会における住民相互の交流と住民主体の文化、学習、健康増進、福祉活動を促進し、併せて環境の保持、改善、防災体制の確立、次世代育成による地域活性化のための支援活動など、地域のまちづくりに関する総合的な活動を自治会や各種団体等と連携して行い、地域のコミュニティに寄与することを目的とする。	(目 的) 第2条 <u>協議会は、岩野田北地区の住民相互の連帯と自治意識の高揚を図るとともに、住民、自治会、各種団体等地域の構成員が、密接に協議・連携・協力し、地域課題の解決や魅力の創出に向け、総合的・計画的・効果的にまちづくりの機能を発揮し、次世代により良い地域を引き継ぐことを目的とする。</u>	・まちづくり協議会設立の目的について、 ①自治会、各種団体等地域住民の「協議体」としての役割を果たすことを明確化 ②自治会、各種団体等が連携して発揮されるまちづくりの「機能体」としての役割を明確化
(事 業) 第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。 （１）地域住民の健康と福祉の増進、文化、教養の向上、環境の保全、改善に関すること。 （２）地域住民相互の情報交換並びに交流・親睦等に関すること。 （３）生活環境と改善向上に関すること。 （４）防災、防火、防犯に関すること。 （５）岩野田北自治会連合会の活動との連携に関すること。 （６）前各号に掲げるものの他、前条の目的を達成す	(事 業) 第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。 （１）<u>地域のまちづくりビジョンの策定・改定及びそれに基づく事業の推進</u> <u>（２）住民・自治会・各種団体等の協議・連携・情報共有</u> <u>（３）住民相互及び行政との協働のまちづくりの促進</u> <u>（４）まちづくりに関する調査研究・政策立案</u> <u>（５）まちづくりに関する経験の蓄積・継承・発信</u> （６）前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業	同上

るために必要な事業。																																		
（組 織） 第4条 協議会は、岩野田北地域に居住する住民で構成するものとし、自治会連合会、各種団体等から推薦された者及び住民有志（以下「委員」という）をもって組織する。	（組 織） 第4条 協議会は、次に掲げるもので構成する。 （1）岩野田北地域の<u>居住者及び事業所・施設等に勤務する者</u>（以下「委員」という） （2）自治会連合会、各種団体等から推薦された者 （3）<u>前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者</u>	・事業者等にも拡大(現況に即した変更)																																
（事務所） 第5条 協議会の事務所は、岩野田北公民館内に置く。	変更なし																																	
（役 員） 第6条 協議会に、次の役員を置く。 <table><tr><td>会 長</td><td>1 名</td></tr><tr><td>副会長</td><td>3名ないし4名</td></tr><tr><td>理 事</td><td>若干名</td></tr><tr><td>参 与</td><td>若干名</td></tr><tr><td>書 記</td><td>1 名</td></tr><tr><td>会 計</td><td>1 名</td></tr><tr><td>監 事</td><td>2 名</td></tr><tr><td>部会長</td><td>若干名</td></tr></table>	会 長	1 名	副会長	3名ないし4名	理 事	若干名	参 与	若干名	書 記	1 名	会 計	1 名	監 事	2 名	部会長	若干名	（役 員） 第6条 協議会に、次の役員を置く。 <table><tr><td>会 長</td><td>1 名</td></tr><tr><td>副会長</td><td>3名ないし4名</td></tr><tr><td>部会長</td><td>若干名</td></tr><tr><td>理 事</td><td>若干名</td></tr><tr><td>参 与</td><td>若干名</td></tr><tr><td>書 記</td><td>1 名</td></tr><tr><td>会 計</td><td>1 名</td></tr><tr><td>監 事</td><td>2 名</td></tr></table>	会 長	1 名	副会長	3名ないし4名	部会長	若干名	理 事	若干名	参 与	若干名	書 記	1 名	会 計	1 名	監 事	2 名	・事業を直接担う部会長の役割の重要性を確認 ・現状に即して参与を抹消
会 長	1 名																																	
副会長	3名ないし4名																																	
理 事	若干名																																	
参 与	若干名																																	
書 記	1 名																																	
会 計	1 名																																	
監 事	2 名																																	
部会長	若干名																																	
会 長	1 名																																	
副会長	3名ないし4名																																	
部会長	若干名																																	
理 事	若干名																																	
参 与	若干名																																	
書 記	1 名																																	
会 計	1 名																																	
監 事	2 名																																	
（役員の任務） 第7条 会長は協議会を代表し、会務を統括する。 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。 3 理事は協議会の要務を処理する。 4 参与は理事を補佐し、協議会の要務を処理する。	（役員の任務） 第7条 会長は協議会を代表し、会務を統括する。 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある<u>ときは</u>その職務を代行する。 3 部会長は専門部会を統括し、<u>総会で付託された事業</u>の推進を図る。	・文言整理 ・総会の優位性を強調																																

5 書記は庶務を担当し、会議及び活動を記録する。 6 会計は財産の管理及び金銭の収支を担当する。 7 監事は会計事務を監査する。 8 部会長は専門部会を統括し、事業の推進を図る。	4 理事は、<u>各部会から提案された事業を総合的に支援する。</u> 4 参与は理事を補佐し、協議会の要務を処理する。 5 書記は庶務を担当し、会議及び活動を記録する。 6 会計は財産の管理及び金銭の<u>出納</u>を担当する。 7 監事は会計事務等を監査する。	・理事の役割をより具体的に記すとともに、第13条(4)と関連付け (注)書記に限らず、総合的に、役員会は、事務局機能の中核を実践する
(役員の選任等) 第8条 会長、副会長、理事、参与、書記、会計、及び監事は総会に於いて委員の中から選出する。 2 部会長は専門的有識者の中から選任し、役員会の承認を得るものとする。 3 役員の任期は2年とする、但し、再選は妨げない。 4 役員に欠員が生じた時は補充することができる、但し欠員により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。	(役員の選任等) 第8条 <u>役員は、総会において委員の中から選出する。</u> 2 部会長は専門的有識者の中から選任し、役員会の承認を得るものとする。 2 役員の任期は2年とする。<u>ただし</u>、再選は妨げない。 3 役員に欠員が生じた時は、補充することができる。<u>ただし</u>、<u>欠員により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。</u>	・部会長は第6条による役員につき、前項によるものとし削除
(顧問等) 第9条 この協議会には、顧問及び相談役（以下「顧問など」という）を置くことができる。 2 顧問などは、役員会において選任し、会長が委嘱する。 3 顧問などは、事業推進のための助言、指導を行うことができる。	(顧問等) 第9条 この協議会には、顧問及び相談役（以下「顧問等」という）を置くことができる。 2 <u>顧問等は、役員会の同意を得て</u>、会長が委嘱する。 3 <u>顧問等は、事業推進のための助言、指導を行うことができる。</u>	・文言整理
(会 議) 第10条 協議会の会議は、総会、臨時総会、役員会及び専門部会議とする。	会 議) 第10条 協議会の会議は、総会、臨時総会、役員会及び<u>部会議</u>とする。	

2 総会は協議会の最高議決機関であって、毎年1回会長が召集する。 3 臨時総会は、必要に応じて会長が召集する。 4 協議会の全ての会議は過半数の出席をもって成立する。	2 総会は協議会の最高議決機関であって、<u>会計年度終了後3カ月以内に会長が招集する。</u> 3 臨時総会は、必要に応じて会長が<u>招集</u>する。 4 協議会の全ての会議は、過半数の出席をもって成立する。	・現状に即して修正 ・誤字修正
(議決等) 第11条 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長がこれを決するものとする。 2 会議に出席出来ない委員は、全ての議決権を議長に委任することができる。 3 前項の規定により全ての議決権を議長に委任した委員は、会議に出席したものとみなす。	変更なし	
(総 会) 第12条 総会は、委員をもって構成し、次の事項を議決する。 (1)規約の改廃に関すること。 (2)役員の選任に関すること。 (3)事業計画に関すること。 (4)予算、決算に関すること。 (5)その他、協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。	(総 会) 第12条 総会は、委員をもって構成し、次の事項を議決する。 (1)規約の改廃に関すること (2)役員の選任に関すること (3)事業計画に関すること (4)予算、決算に関すること (5)<u>地域のビジョンの策定・改定に関すること</u> (6)<u>役員会に付議する事案に関すること</u> (7)<u>部会の設置に関すること</u> (8)その他、協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること	・第3条関連 ・第13条関連 ・第14条関連

(役員会) 第13条 役員会は、役員をもって構成し、必要に応じて会長が召集して開催するものとし、次の事項を協議する。 (1) 総会に付議する議案に関すること。} (2) 総会に於いて付託された事項に関すること。 (3) 各種活動の企画、事業方針に関すること。 (4) その他、協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。	(役員会) 第13条 役員会は、役員をもって構成し、月1回程度、会長が<u>招集</u>して開催するものとし、次の事項を協議する。 (1) 総会に付議する議案に関すること (2) 総会において付託された事項に関すること (3) <u>地域のビジョンの推進に関すること</u> (4) <u>部会の主体的な活動の支援に関すること</u> (4) その他、協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること	・誤字修正 (注)監事は役員会に出席し、運営状況を把握する一方、独立して監査を行う ・地域のビジョンの進捗状況を把握し、事業の推進に必要な措置を講じる ・部会の主体的な活動を尊重するとともに、積極的な活動を支援する
(専門部会) 第14条 特定の課題を推進するために、役員会に於いて専門部会を設置することができる。 2 専門部会は会長の指名する委員、その他必要とする者をもって構成する。 3 専門部会は、部会長が召集し、決定事項は役員会に報告して承認を得るものとする。	(専門部会) 第14条 <u>協議会が行う全ての事業を効果的・効率的に推進するため、目的に応じた専門部会を設置する。</u> 2 <u>協議会の目的を達成するため、部会は連携して事業を行う。</u> 3 <u>部会の目的を達成するため、部会相互の情報を共有しながら、所管する事業を主体的に企画推進する。</u> 4 専門部会は会長の指名する委員、その他必要とする者をもって構成する。 5 <u>部会の設置及び所掌業務は、細則で定める。</u>	・第12条関連 部会の設置は総会の議決事項に変更 ・部会の縦割りの活動とならないよう、また、夏まつりなどの大きな事業については、互いに協力して目的を達成。 ・部会の主体・積極的な活動を明記 ・委員の自主性・希望を尊重するとともに、委員の所属を総会議決事項とせず、柔軟に対応(運営に即した修正) ・岩野田北まちづくり協議会部会設置要領による

(経 費) 第 1 5 条 協議会の経費は、補助金、寄付金等をもってこれに充てる。	変更なし	
第 1 6 条 協議会の会計年度は 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までとする。	変更なし	
(その他) 第 1 7 条 この規約に定めない事項については、役員会で定める。	(その他) 第 1 7 条 この規約に定め<u>る</u>ほか、協議会の運営上必要な事項は、会長が役員会に諮り、別に定めることができる。	・総会からすべてを一括委任するものではないことを明確化するため、丁寧な条文に修正
附 則 この規約は、平成 1 6 年 1 0 月 2 日から施行する。 この規約は、平成 1 7 年 6 月 4 日から施行する。 この規約は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。 この規約は、平成 2 1 年 9 月 2 7 日から施行する。 この規約は、平成 2 3 年 6 月 1 日から施行する。 この規約は、平成 2 6 年 6 月 1 日から施行する。 この規約は、平成 2 9 年 5 月 2 2 日から施行する。	附 則 この規約は、平成 1 6 年 1 0 月 2 日から施行する。 この規約は、平成 1 7 年 6 月 4 日から施行する。 この規約は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。 この規約は、平成 2 1 年 9 月 2 7 日から施行する。 この規約は、平成 2 3 年 6 月 1 日から施行する。 この規約は、平成 2 6 年 6 月 1 日から施行する。 この規約は、平成 2 9 年 5 月 2 2 日から施行する。 <u>この規約は、令和〇年〇月〇日から施行する。</u>	

